

平成28年4月1日現在

耐震診断結果、耐震補強工事済み、補強不要の棟一覧

※耐震化計画及び補強不要一覧にない学校は新耐震基準による建物なので補強不要となります。

番号	学校名	棟番号		建物 区分	構造	階数	建築 年月	診断 年月	診断結果 Is値	補強工事年度 又は補強の 要・不要	補強後の Is値	延床 面積
1	白井第一小学校	27	1	校舎	RC	3	S54. 3	H11	0.39	H26	0.71	1,315
2			2	校舎	RC	3	S55. 3	H11	0.39	H26	0.71	1,732
3		29		屋体	S	2	S54. 3	H18	0.18	H21	0.80	762
4		30		校舎	RC	3	S55. 3	H11	0.59	H26	0.72	1,113
5	白井第二小学校	22		校舎	RC	4	S52. 2	H11	0.42	H15	0.71	2,668
6		25		屋体	S	1	S54. 3	H18	0.21	H21	0.75	768
7	白井第三小学校	1		校舎	RC	4	S53. 3	H11	0.38	H22	0.79	3,581
8		8		屋体	S	1	S54. 12	H17	0.33	H24	0.74	760
9	大山口小学校	1		校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.29	H18	0.73	2,535
10		2		校舎	RC	3	S52. 1	H11	1.00	不要	—	99
11		3	1	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.30	H18	0.75	517
12			2	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.30	H18	0.75	1,320
13		6		屋体	S	2	S52. 2	H18	0.24	H21	0.72	817
14	清水口小学校	1	1	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.53	H20	0.73	1,347
15			2	校舎	RC	2	S52. 1	H11	0.53	H20	0.73	376
16			3	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.53	H20	0.73	208
17		2		校舎	S	2	S52. 1	H11	0.83	不要	—	94
18		3		校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.39	H20	0.75	2,974
19		5		屋体	S	2	S52. 2	H18	0.44	H25	0.83	821
20	南山小学校	1	1	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.61	H27	0.72	358
21			2	校舎	RC	3	S56. 3	H11	0.61	H27	0.72	279
22			3	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.61	H27	0.72	1,672
23			4	校舎	RC	3	S56. 3	H11	0.61	H27	0.72	325
24		2		校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.53	H27	0.72	3,082
25		3	1	校舎	RC	3	S52. 1	H25	0.66	H27	0.73	109
26			2	校舎	RC	3	S52. 1	H25	0.66	H27	0.73	10
27		6		屋体	RC	2	S52. 2	H18	0.27	H22	0.76	817
28	白井中学校	2		校舎	RC	3	S44. 3	H11	0.39	H16	0.76	1,963
29		21		屋体	S	2	S49. 5	H17	0.34	H23	0.89	1,735
30	大山口中学校	1		校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.31	H24	0.72	3,190
31		2		校舎	RC	3	S52. 1	H11	1.47	不要	—	131
32		3	1	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.34	H24	0.70	1,630
33			2	校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.34	H24	0.70	300
34		7		屋体	S	2	S52. 2	H17	0.44	H25	0.79	855
35	南山中学校	1		校舎	RC	3	S52. 1	H11	0.41	H27	0.74	2,357
36		2	1	校舎	RC	2	S52. 1	H25	0.55	H27	0.76	1,748
37			2	校舎	RC	2	S52. 1	H25	0.55	H27	0.76	366
38		3		校舎	RC	2	S52. 1	H11	1.71	不要	—	85
39		6		屋体	S	2	S52. 2	H17	0.04	H19	0.70	1,048

※昭和56年6月1日施行された新耐震基準による耐震二次診断を実施し、Is値0.7未満の建物に対して補強が必要なものと判断しています。

： 耐震診断の結果、耐力があるため補強が不要と診断された建物。

： 補強が必要とされていたが、耐震化が完了した建物。

白 監 第 93 号
平成 28 年 3 月 4 日

(株) 菜 友 様

白井市代表監査委員 平 田 正 治

白井市職員措置請求にかかる学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書

このたび、別紙のとおり住民監査請求が提出されました。

つきましては、地方自治法第199条第8項の規定により、下記により学識経験を有する者等からの意見聴取（書面回答）を実施したく、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

1. 日 時（書面提出期限） 平成 28 年 3 月 18 日
2. 場 所（提出先） 千葉県白井市復 1 1 2 3
白井市監査委員事務局 監査委員（宛）
3. 聴取事項（質問） 別紙のとおり

質問事項

1. 基本計画策定にかかる組織体制等について
2. 現在の白井市学校給食共同調理場を増改築せずに、学校給食安全管理基準等に対応できる部分とできない部分（増改築することにより対応できる部分）
3. 給食提供人数に対する文部科学省の補助対象面積について（人数ごと）
4. 移転・立替方式でしか対応できない部分
5. 増築せずに改修できる場合と増改築による改修できる場合の施設平面図（寸法入り）と基本計画P 41、46～47の図面寸法

差出人: [REDACTED]
日時: 2016年3月17日 13:26
宛先: "白井市監査委員事務局" <kansa@city.shiroi.chiba.jp>
添付: 140114_白井市立C.pdf; 回答.docx
件名: 学校給食共同調理場の建替事業に係る監査請求の協力について
白井市監査委員事務局 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。

(株)菜友 [REDACTED] です。

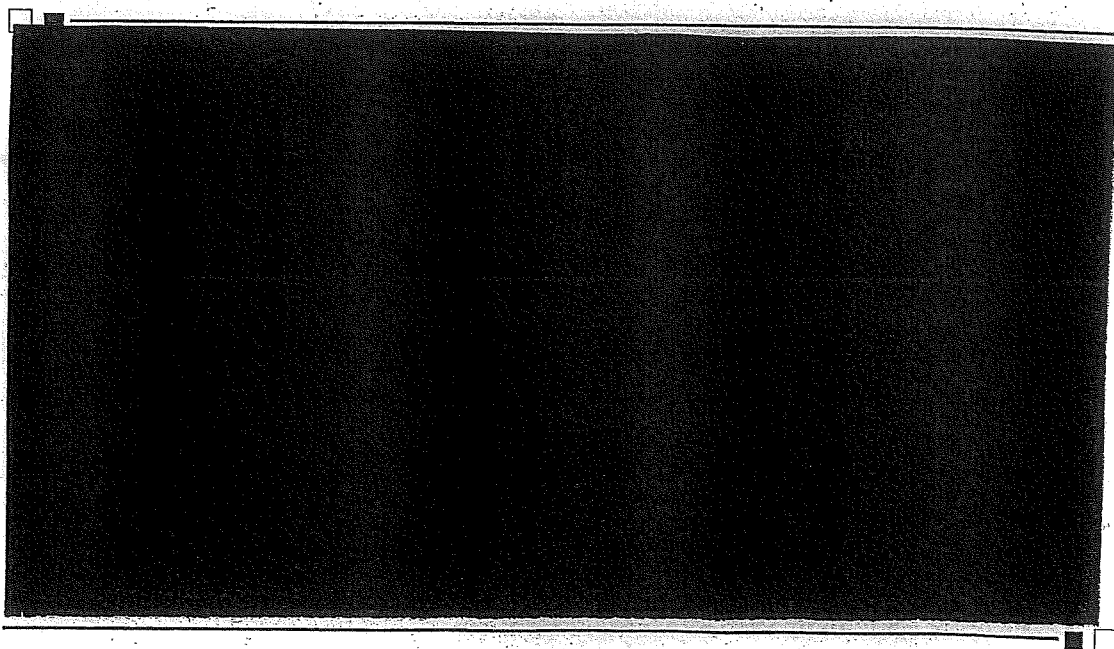
学校給食共同調理場の建替事業に係る監査請求の協力について
先日、書類を郵送いただきました中身を確認し、
回答を作成いたしました。

内容をご確認のほど、よろしくお願いいたします。

今後、どのようにさせていただけばよいか
ご指示頂ければと思います。

*費用につきましては

そちらにお邪魔するのではない形でしたらば、無償で行いますので
問題ありません。ただし、今後白井市へお邪魔させていただく形となった場合
交通費のみ、いただければと思っています。



1. 基本計画策定にかかる組織体制等について

当社は、小中学校の給食施設等を HACCP に基づく衛生管理システムの構築の観点からのコンサルティング業務を中心に活動しております。白井市からの「白井市学校給食共同調理場建替基本計画」策定業務にあたっては、契約以降、月 2 回現地に弊社社員の派遣を行い、現白井市学校給食共同調理場の運営の状況や、白井市が児童生徒に提供したい学校給食への想いをヒアリングし、学校給食衛生管理基準及び大量調理マニュアル並びに HACCP の概念に基づき、白井市学校給食の現状と課題及び、今後白井市が理想とする学校給食とそれに伴う施設設備の考え方、想定作業動線による施設設備のあり方等を中心に白井市に対し、助言、協力等実施したものです。

2. 現在の白井市学校給食共同調理場を増改築せずに、学校給食衛生管理基準等に対応できる部分とできない部分（増改築することにより対応できる部分）

(1) 現在の白井市学校給食共同調理場を増改築せずに、学校給食衛生管理基準等に対応できる部分

・学校給食衛生管理基準 第二(1)①三

現学校給食共同調理場は、ドライシステムを導入していない調理場ですが、ドライ運用を行っています。ドライ運用については、増改築せずに、学校給食衛生管理基準等に対応できる部分です。

・学校給食衛生管理基準 第二(1)①四

現学校給食共同調理場は、作業区域の外部に開放される箇所にはエアカーテンを備えておらず、外部と遮断するものではありませんが、エアカーテンの設置は増改築せずに行えます。

(2) 現在の白井市学校給食共同調理場を増改築することにより対応できる部分

共同調理場は、建築基準法上、工場となりますが、現共同調理場の所在地は、第 2 種住居地域であるため増改築することは、法的に非常に困難です。

3. 給食提供人数に対する文部科学省の補助対象面積について（人数ごと）

(1) 共同調理場施設の基準面積

児童等の数	基準面積
500 人以下	253m ²
501 人～1,000 人	322m ²
1,001 人～2,000 人	483m ²
2,001 人～3,000 人	609m ²
3,001 人～4,000 人	736m ²
4,001 人～5,000 人	862m ²
5,001 人～6,000 人	989m ²
6,001 人～7,000 人	1,115m ²
7,001 人以上	1,242m ² に 7,001 人を超える 1,000 人ごとに 126m ² を加えた面積

(2) 炊飯給食施設(共同調理場)の基準面積

児童等の数	基準面積
500 人以下	25m ²
501 人～1,000 人	34m ²
1,001 人～2,000 人	43m ²
2,001 人～3,000 人	55m ²
3,001 人～4,000 人	66m ²
4,001 人～5,000 人	78m ²
5,001 人～6,000 人	89m ²
6,001 人～7,000 人	101m ²
7,001 人以上	112m ² に 7,001 人を超える 1,000 人ごとに 12m ² を加えた面積

文部科学省による共同調理場施設の基準面積は、上記の通り。

ただし、近年の施設面積は基準を大幅に上回る場合が多く、その理由として、交差汚染防止のため、作業区域を細かく設定する必要が生じ専用諸室が増えること、また、事務機能や調理員の更衣・休憩室等の専用区域が必要となるため、面積の加算が生じます。

また、食育基本法の施行により、給食施設も教育施設の一環であるという視点から、見学の受け入れ等のための見学通路や会議室等が必要となると更なる面積の加算が生じます。

4. 移転・建替方式でしか対応できない部分

(1) 学校給食衛生管理基準

- ・学校給食衛生管理基準 第二(1)①二
- ・学校給食衛生管理基準 第二(1)②二

汚染作業区域と非汚染作業区域が、部屋単位で区別する必要があります。

また、汚染作業区域である「食品の保管室」(冷蔵庫及び冷凍庫)は非汚染作業区域である「調理室」を現学校給食共同調理場では必ず経由する構造になっていますが、経由しない場所に設置する必要があります。

- ・学校給食衛生管理基準 第二(1)②三

現学校給食共同調理場の検収室を専用に設けておらず、下処理室の一部で検収を行っており、かつ食材搬入の際に外部と遮断しているシャッターが大きく開け放たれる構造になっています。しかし、検収室は、外部からの汚染を受けないような構造にする必要があります。

- ・学校給食衛生管理基準 第二(1)③二

現学校給食共同調理場の学校給食従事者専用の便所は、個室の前に調理衣を着脱できる場所がありませんが、設ける必要があります。

(2) 白井市が理想とする学校給食の実現

- ・調理可能な献立を増やす

炊飯施設、スチームコンベクションオーブンの導入を検討するに伴い、相応の面積が必要となります。

- ・より安全なアレルギー対応

アレルギー調理室の導入を検討するに伴い、相応の面積が必要となります。

- ・調理場内で食材を加工し、手作り調理を行なう献立を積極的に取り入れる

別途、手作り加工室を設けることが必要となります。

- ・より安全な作業動線の確保

肉魚類と野菜類で検収や下処理、保管を別室になるよう検討するに伴い、相応の面積が必要となります。

- ・食育の推進

食育基本法の施行により、給食施設も教育施設の一環であるという視点から、見学の受け入れ等のための見学通路や会議室等が必要となると相応の面積が必要となります。

- ・災害時に対応する機能

自家発電設備や米及び水を1日の給食提供数分備蓄することにより、炊飯機能を災害時に稼働できるように検討するに伴い、相応の面積が必要となります。

これらの改善を行うにあたり、大規模な改修が必要であり床面積の増加が伴うことが考えられます。

しかし、現共同調理場は、建築基準法上、工場となりますが、現共同調理場の所在地は、第2種住居地域であるため増改築することは、法的に非常に困難です。

5. 増築せず改修できる場合と増改築による回収できる場合の施設平面図（なければ、新たに作る必要はございません。あれば、寸法入り）と基本計画 P41、P46~47 の図面寸法

(1) 増築せず改修できる場合と増改築による回収できる場合の施設平面図（なければ、新たに作る必要はございません。あれば、寸法入り）

委託期間中に作成しておりません。

(2) 基本計画 P41、P46~47 の図面寸法

別紙参照。

福岡県 筑紫野市 学校給食共同調理場 建設経緯等概要

年 月	施 設 概 要	建 築 ・ 増 改 築 理 由 等
～S46. 10	単独調理法式	
S46. 1新設	共同調理法式 鉄骨1階建 建築面積502㎡ 最大調理能力6, 000食	各小学校校舎の老朽化による改築の必要性 各中学校の調理施設の新設の必要性 合理的・効率的な運営 S46. 9～小学校、S46. 11～中学校に完全給食開始
S50. 11～56. 3		筑紫小学校、一時的に単独調理
S56. 7移転・新築 (現施設)	鉄骨2階建 建築面積2, 393㎡ 最大調理能力14, 500食	市の発展とともに児童生徒数が増加、調理施設の増築の必要性。 S56. 9～給食開始
S58. 8	コンテナ室 205㎡増築	衛生的な運搬の必要性 建築総面積 2, 673㎡
H7. 8	洗浄室 75㎡増築	
H12～13年度		衛生管理の観点より、ウェット方式ではあるが、ドライ運用を目指し施設設備の改修、職員研修
H26. 2～	耐震改修 機能改善工事	建物の耐震化工事及び衛生管理基準の向上のため、完全ドライ化、汚染・被汚染区域の完全分離化、回転釜のドライ化、スチームジェットオープンを導入。 H28. 3 約9, 600食供給

福岡県 筑紫野市 学校給食共同調理場の確認状況 ()内は、白井市

用途地域 市街化調整区域 (第2種住居地域)

敷地面積 6, 313㎡ (5, 172㎡)

耐震化指標 Is値 0. 7

給食の欠食対応と期間 保護者の弁当 H26. 6. 27～ 7. 22(給食支給日17日間)

平成26年の耐震改修及び機能改善工事費用は、全体で約5億3千万円

工期は、H26. 2. 13～H26. 9. 19 実際は、9月からの給食支給に向け、試運転等の関係より、8/15前後には、終了していたとの事。

完全ドライ仕様のための床の嵩上げ、エア・カーテン、間仕切り、天井の改修。回転釜(十数台)の更新、スチームジェットオープン1台の新規導入等。既存設備を使用するもの多数あり。
(工期は2ヶ月。とはこのことを言っていると思われる。)

S58. 8、H7. 8、H12～13年度の増築等に係る図面については、保存されていない。当時の職員数は、20数名いたがほとんど退職しており、当時の状況は確認できない。

筑紫野市 建築課に確認(平成24年度から、公共施設の建築については、建築課が所掌)。

平成26年の工事関係については、都市計画法・建築基準法の申請手続きは実施していないとの事。

平成23年度以前の増築等に係る工事については、所管変え前であり、図面等は保管していない。

筑紫野市と白井市との比較

敷地面積については、筑紫野市の方が約1, 200㎡広く、形状も整形である。また、総建築面積も、約1, 200㎡広く、建築方法は2階建てで、1階は調理室、2階は調理員の更衣室、会議室と敷地の有効活用を図っている。